

●様式1-4 工事請負契約書

通しNo.	頁	条	項	号	項目名	質疑の内容	回答
1	2	1	1 1		総則	他の事業契約は京都地方裁判所が専属的管轄裁判所ですが、工事請負契約書(案)では「日本国の裁判所をもって」とあります。合わせていただくのが適切かと思えます。	他の事業契約は、福知山市との契約となるため、京都府地方裁判所となっておりますが、工事請負契約書はJSとの契約となるため、日本国の裁判所となっておりますので、原文のままいたします。
2	3	5の2	2 (全角)		著作権の譲渡等	「当該工事目的物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができるとありますが、受注者の秘密情報にかかるものは、公表の対象から除外いただけますようお願い致します。	秘密情報にかかるものは事前協議いたします。
3	15	5 1	—		受注者の催告によらない解除権	「請負金額が3分の2以上」とありますが、過度な設定であるため「2分の1以上」としていただけないでしょうか。	国の標準約款に準拠しておりますので、原文のままいたします。
4	18	5 4 条の3	1		談合等不正行為があった場合の違約金等	料率が空欄となっておりますが、契約時に決定するとの理解でよろしいでしょうか。他案件では10%程度が一般的と存じますが、同じとしていただけないでしょうか。	福知山市との協議によって決定し、現場説明書に提示いたします。
5	18	5 4 条の3	2		談合等不正行為があった場合の違約金等	料率が空欄となっておりますが、契約時に決定するとの理解でよろしいでしょうか。他案件では第1項の違約金と合わせて20%程度が一般的と存じますが、同じとしていただけないでしょうか。	同上
6	18	5 4 条の3	4		談合等不正行為があった場合の違約金等	遅延利息の料率が空欄となっておりますが、契約時に決定するとの理解でよろしいでしょうか。	同上
7	18	5 6	4		契約不適合責任期間等	通知から1年は長すぎとの認識であり、長くとも6か月程度に変更いただけないでしょうか。	国の標準約款に準拠しておりますので、原文のままいたします。
8	18	5 6	6		契約不適合責任期間等	受注者の故意・重過失とはいえ無期限に責任を負い続けることは過度なため、引渡しから5年程度としていただけないでしょうか。	同上
9					全体事項	記載内容として、詳細設計に関する記載がわずかしかなかったが、7月8日の公告時には設計に関する記載が加筆されると考えてよろしいでしょうか？	加筆することは、ありません。 第1条第1項に規定の「設計図書」に従って詳細設計業務を履行することとなります。
10	2	3			請負代金内訳書及び工程表	契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならないとの記載がありますが、設計図書は本契約における成果物の一つであることを前提とすれば、内容に齟齬があると思料します。7月8日の公告時に記載が修正されると考えてよろしいでしょうか？	契約締結時に現存する設計図書と解されることから、原文のままいたします。
11	6	1 5			支給材料及び貸与品	現時点で想定される支給材料・貸与品があれば、詳細を明示いただきたい。	現時点で想定されるものはありません。
12	13	第40条	1, 2		債務負担行為に係る契約の特則	各年度ごとの支払限度額を記載するようになっておりますが、一般競争入札時には工事現場説明書に各年度の出来高割合の記載が有りますが、今回も同様な年度別の出来高割合はご教示願えますか？またその割合に関しては変更可能でしょうか？	現場説明書に提示いたします。 契約後に変更の必要が生じた場合は変更することがあります。
13						・基本協定書や実施方針、要求水準書の規定と齟齬があった場合の各書面の優劣はあるのでしょうか。維持管理契約書や生成物売買契約書については優劣について明記されていまして、確認させていただきます。	設計図書に優先順位が定められていないものについて、齟齬があった場合は、第18条に基づき条件変更等を行います。
14						・本事業において、実施設計は事業者が実施しますが、本事業における設計業務に関する内容については、要求水準書記載の通りという趣旨で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	3	5条の2	3		著作権の譲渡等	・「著作権」は「著作物」の誤りではないでしょうか。	国の標準約款に準拠しておりますので、原文のままいたします。
16	5	1 3	1		工事材料の品質及び検査等	・「均衡を得た品質」とは具体的にどのような品質のことを指すのでしょうか。	一般的に釣り合いがとれているものを指します。
17	5	1 3	3		工事材料の品質及び検査等	・第13条第3項の場合において、7日以内に検査がなされない場合、第14条第5項第一文を準用いただけますでしょうか。	国の標準約款に準拠しておりますので、原文のままいたします。
18	7	1 8	4		条件変更等	・1号から3号いずれの場合も、設計成果物の変更は受注者において行うということで宜しいでしょうか。	必要に応じて協議いたします。
19	8	1 9			設計図書の変更	・設計図書のうち設計成果物の変更は受注者において行うということに宜しいでしょうか。また、但書の「実施設計完了により設計図書を変更する場合」とは具体的にどのようなことを指すのでしょうか。	受注者の提案(創意工夫)によって変更する場合。

●様式1-4 工事請負契約書

通しNo.	頁	条	項	号	項目名	質疑の内容	回答
20	10	30	1		不可抗力による損害	<ul style="list-style-type: none"> 「～いずれの責めにも双方の責めに帰する～」二重表記となっていますので、どちらか削除していただけないでしょうか。 「不可抗力」の定義について、新型コロナウイルスのような感染症拡大も含まれると考えて宜しいでしょうか。 	国の標準約款に準拠しておりますので、原文のままいたします。
21	11	32	2		検査及び引渡し	<ul style="list-style-type: none"> 「検査」とは、要求水準書63, 64頁記載の試運転や各種検査のうちどれを指すのでしょうか。もしくはこれらとは別に実施するものなのでしょうか。（その場合、どのタイミングで実施するのでしょうか。） 	本条の検査は、試運転や各種検査等を終え、工事が全て完成した時に行う(完成)検査を指します。
22	11	35			前金払	<ul style="list-style-type: none"> 各条項に規定されている「10分の●」の●部分については、いつ頃確定するのでしょうか。またこの部分については落札事業者と協議して決定する内容と理解して宜しいでしょうか。 	福知山市との協議によって決定し、現場説明書に提示いたします。
23	11	35	4		前金払	<ul style="list-style-type: none"> 前払金額の超過額の返還において、返還が不適当な場合の措置を明記していただけないでしょうか。（公共工事標準請負約款第35条(B)5項を参照ください） 	国の標準約款に準拠しておりますので、原文のままいたします。
24	12	35	6		前金払	<ul style="list-style-type: none"> 本条項の利率「年2.6パーセント」について、「他の条項との平仄に鑑み、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条1項の規定する財務大臣が決定する利率」は、最新の利率（令和3年3月9日財務省告示第49号）によると「年2.5パーセント」になっていますので、その利率を反映した規定をご再考いただけませんか。 	ご理解のとおり修正します。
25	12	38	1		部分払	<ul style="list-style-type: none"> 部分払の請求回数について工期中の回数については、いつ頃決定するのでしょうか。またこの部分については落札事業者と協議して決定する内容と理解して良いのでしょうか。 	現場説明書に提示いたします。
26	13	42	3		債務負担行為に係る契約の部分払の特則	<ul style="list-style-type: none"> 部分払を請求できる回数について、いつ頃決定するのでしょうか。またこの部分については落札事業者と協議して決定する内容と理解して良いのでしょうか。 	同上
27	16	53	3		解除に伴う措置	<ul style="list-style-type: none"> 本条項の利率「年2.6パーセント」について「他の条項との平仄に鑑み、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条1項の規定する財務大臣が決定する利率」は、最新の利率（令和3年3月9日財務省告示第49号）によると「年2.5パーセント」になっていますので、その利率を反映した規定をご再考いただけませんか。 	ご理解のとおり修正します。
28	17	54	5		発注者の損害賠償請求等	<ul style="list-style-type: none"> 本条項の利率「年3パーセント」について「他の条項との平仄に鑑み、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条1項の規定する財務大臣が決定する利率」は、最新の利率（令和3年3月9日財務省告示第49号）によると「年2.5パーセント」になっていますので、その利率を反映した規定をご再考いただけませんか。 	国の標準約款に準拠しておりますので、原文のままいたします。
29	18	54条の3				<ul style="list-style-type: none"> 各条項に規定されている「●パーセント」部分については、いつ頃確定するのでしょうか。またこの部分については落札事業者と協議して決定する内容と理解して良いのでしょうか。 	福知山市との協議によって決定し、現場説明書に提示いたします。
30	18	55	2		受注者の損害賠償請求等	<ul style="list-style-type: none"> 遅延利息が「年2.6パーセント」と規定されていますが、第54条第5項の発注者の損害賠償請求が「年3パーセント」となっていますので、当事者公平の観点から、本条項も第54条第5項と同利率としていただけますでしょうか。 	ご理解のとおり修正します。
31	19	58	1		制裁金等の徴収	<ul style="list-style-type: none"> 本条項の利率「年3パーセント」について「他の条項との平仄に鑑み、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条1項の規定する財務大臣が決定する利率」は、最新の利率（令和3年3月9日財務省告示第49号）によると「年2.5パーセント」になっていますので、その利率を反映した規定をご再考いただけませんか。 	国の標準約款に準拠しておりますので、原文のままいたします。
32	19	59	1		あっせん又は調停	<ul style="list-style-type: none"> 紛争解決機関となる審査会の具体名はいつ頃決定されますでしょうか。 	受注者の建設業許可の区分にしたがって、「中央」か「各都道府県」のどちらかに区分されます。

●様式1-4 工事請負契約書

通しNo.	頁	条	項	号	項目名	質疑の内容	回答
33	3	5の2	2	-	著作権の譲渡等	「発注者は工事目的物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該工事目的物の内容を受注者の承諾なく自由に公表できる」と記載あります。工事目的物には、ノウハウ等の秘密情報が含まれていると考えますので、公表にあたっては、事前に協議の場を設けて頂きますようお願いいたします。	秘密情報にかかるものは事前協議いたします。
34	8	19	—	-	設計図書の変更	「ただし、実施設計完了により、設計図書を変更する場合は除く。」と記載あります。この文言を設けた趣旨を御教示願います。	受注者側に創意工夫を求めるため。